

平成30年7月豪雨による県税の申告・納付等の期限の延長について

栃木県

栃木県では、今回の平成30年7月豪雨による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、他の地域にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、個別申請による対応を行っておりますので、最寄りの県税事務所又は自動車税事務所へご相談ください。

・指定地域

岡山県：岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県：広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県：岩国市周東町

愛媛県：宇和島市、大洲市、西予市

・対象となる方

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

・期限の延長される範囲

地方税法（昭和25年法律第226号）地方税法施行令（昭和25年政令第145号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）又は栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）若しくは栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30(2018)年7月5日以降に到来するもの

・延長の期間

岡山県倉敷市真備町を除く地域：平成30(2018)年11月27日まで

岡山県倉敷市真備町：平成30(2018)年12月25日まで

お問い合わせ先

| | 管轄する区域 | 電話番号 |
|----------|------------------------------|--------------|
| 宇都宮県税事務所 | 宇都宮市、上三川町 | 028-626-3003 |
| 鹿沼県税事務所 | 鹿沼市、日光市 | 0289-62-6203 |
| 真岡県税事務所 | 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 | 0285-82-2135 |
| 栃木県税事務所 | 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町 | 0282-23-3411 |
| 矢板県税事務所 | 矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町 | 0287-43-2171 |
| 大田原県税事務所 | 大田原市、那須塩原市、那須町 | 0287-23-4171 |
| 安足県税事務所 | 足利市、佐野市 | 0283-23-1411 |
| 自動車税事務所 | (自動車取得税、自動車税について) | 028-658-5521 |
| 県税務課 | | 028-623-2104 |